

## 山梨県公共下水道普及促進費補助金交付要綱

### （趣 旨）

第1条 知事は、公共下水道事業を施行する市町村に対して、財政援助しその促進を図るため、予算の範囲内で公共下水道普及促進費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の対象及び補助額の算定）

第2条 この補助金は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号で規定する公共下水道事業を施行する市町村のうち、生活排水クリーン処理率が82%未満かつ、桂川流域関連の市町村に対し、交付するものとする。ただし、生活排水クリーン処理率の基準年は別に定めるものとする。

2 補助金の額は、当該年度交付決定を受けた、公共下水道整備に使われる交付金の交付基本額の100分の2.5以内とする。

### （交付の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村は、別に定める日までに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

### （事業の変更等）

第4条 補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により、次の各号に該当する場合は、すみやかに補助金変更交付申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（1）補助金の総額に変更が生じた場合

（2）事業を中止又は廃止しようとする場合

（3）補助金に要する経費の配分については、各費目相互間におけるいずれか低い額の20%を超える増減が生じた場合

### （交付決定）

第5条 知事は、第3条及び前条の規定による補助金交付申請又は補助金変更交付申請があったときは、すみやかに交付決定又は変更交付決定するものとする。

### （実績報告）

第6条 規則第12条の規定による実績報告は、補助金実績報告書（第4号様式）により補助事業が完了した日若しくは、廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

### （補助金の額の確定）

第7条 知事は、前条の定めるところにより実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知する。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、実績報告書の提出があった後に交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 本補助金により取得した機器等については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」(昭和34年建設省発会第74号)に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得機器等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得機器等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は平成3年10月8日から施行し、平成3年度から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は平成8年2月23日から施行し、平成7年度から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は平成10年3月4日から施行し、平成9年度から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は平成16年4月20日から施行し、平成16年度から適用する。

2 市町村合併にかかわらず、生活排水クリーン処理率が82%未満である年度当初の市町村に係る地域の事業費を補助対象とする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は平成17年7月14日から施行し、平成17年度から適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は平成18年4月11日から施行し、平成18年度から適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は平成22年9月15日から施行し、平成22年度から適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は令和元年12月2日から施行し、令和元年度から適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年度から適用する。

2 この要綱は令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。